

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）  
における令和3年度の対応の一部変更等について

## 1 主旨

令和3年度の社会的検査における対応について、令和3年2月9日福祉保健常任委員会で報告したが、緊急事態宣言解除以降、東京都の感染状況は増加傾向にあり、第4波が懸念されている。

令和3年4月9日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、東京都が定められ、より一層の感染症対策の徹底が求められている。

また、区では4月14日(水)に新型コロナウイルス感染症対策本部(有識者の意見交換)を実施し、有識者の意見や現在の感染状況等を踏まえ令和3年度の対応を、以下のとおり一部変更する。

## 2 令和3年度の社会的検査の実施内容

### (1) 定期検査への検体プール検査法の導入（進捗報告）

行政検査として実施している「定期検査」について、国が令和3年1月22日付けの事務連絡において、検体プール検査法も行政検査の対象とすること、その際の精度管理等に関する指針が示された。区では国が示した指針に沿った検体プール検査法の実施に向けて、検査精度の事前確認作業や検体の適正管理の手法等の確認を進め、令和3年4月19日より「定期検査」において検体プール検査法を導入した。

なお、「随時検査」については、検体プール検査法の対象外である「濃厚接触者」を検査する可能性があることから、「定期検査」のみ検体プール検査法を導入する。

区分	変更後	変更前
定期検査	検体プール検査法	検体個別検査
随時検査	検体個別検査（変更なし）	検体個別検査

### (2) 社会的検査（定期検査・随時検査・スクリーニング検査）の検査委託について

令和3年度の社会的検査業務委託の概要について、以下のとおり報告する。

契約相手方 シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社

全体の検査予定件数 延べ30,000件

履行期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

金額 約5億2,000万円（税込）

【参考】契約額内訳

項目	内訳
コールセンター運営等（総価払）	54,537,312
人件費（総価払）	220,408,259
検査料等（単価払）	198,379,630
検査料 行政検査（個別検査）@8,300×5,500件	45,650,000
検査料 行政検査（プール検査法）@6,000×12,500件	75,000,000
検査料（スクリーニング検査）@4,600×12,000件	55,200,000
容器代、運搬費、廃棄物処理費、検体採取緊急対応費	22,529,630
小計	473,325,201
消費税	47,332,520
合計	520,657,721

- ・各検査測定費 容器代、運搬費、廃棄物処理費、検体採取緊急対応費含まず
  - 行政検査（個別検査） 1検体あたり 9,130円（税込）
  - 行政検査（プール検査法） 1検体あたり 6,600円（税込）
  - スクリーニング検査 1検体あたり 5,060円（税込）

3 対象施設及び検査回数等の変更

（1）スクリーニング検査における対象施設の追加および実施サイクルの変更

1月から開始したスクリーニング検査について、できる限り対象施設を増やし陽性者の早期発見を図る必要があることや、施設内での利用者への感染を防ぐため、検査方法の多様化や定期的な受検に関して施設から要望があることから、従来の対象施設に加え、東京都の補助対象外である「一時保護所」等で働く職員を対象に追加する。

また、「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、国からは高齢者施設等の従事者への検査頻度を週1回実施する旨の通知があり、都では現在実施している「介護サービス事業所等におけるPCR等の検査」の検査キットの送付頻度を月1回から週1回に変更した。この状況から当該スクリーニング検査においても、国の通知等の主旨も踏まえ、重症化リスクの高い介護事業所等の感染対策の維持・向上を図るため、スクリーニング検査の実施サイクルを1週間に1回に短縮する。

	区事業		都事業		
	スクリーニング 検査	定期検査	(都)高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業	(都)高齢者施設の従事者等の検査の徹底に伴う事業	
高 特別養護老人ホーム (定員30人以上)	(対象外)	対象	対象	対象	
高 特別養護老人ホーム (定員30人未満)				対象	
高 介護老人保健施設(老健)			対象	対象	
高 老人ホーム			対象追加	対象	
高 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)				対象	
高 短期入所生活介護			対象追加		
高 通所系事業所	対象				
高 訪問系事業所					
高 相談系事業所					
障 訪問系事業所	対象				
障 相談系事業所					
障 通所系事業所					
障 入所系事業所 都事業対象は除く	(対象外)			対象	対象
子 一時保護所	追加			(対象外)	
子 児童養護施設					
子 自立援助ホーム					

## (2) 小中学校・新BOPにおける随時検査の対象者

現在、東京都内において新型コロナウイルス変異株の検出数が増加しており、変異株の感染性の高さや子供の変異株感染の増加等が指摘されている。区においても新型コロナウイルス感染者に占める子どもの割合が令和3年4月に入り4.6%から10.1%と増加傾向であることから、小中学校・新BOPにおいて、上記の状況下より子どもの感染拡大の防止を推進するため随時検査は児童・生徒も含め実施する。

## (3) 陽性者発生施設の「月1回\*3か月」の定期検査の取扱い終了

令和2年11月より、社会的検査の結果、陽性者が発生した施設は、その後の感染拡大を防ぐため、「月1回\*3か月」の定期検査を実施しているが、介護事業所等の定期検査の対象施設は、実施サイクルを月1回に短縮することで、陽性者発生の有無にかか

ならず、施設内における感染の早期発見を図っている。

また、保育園・幼稚園・小中学校・新BOPについて、随時検査における対応を強化することから取扱いを終了する。

区分	変更後	変更前
介護事業所、障害者施設等のうち、陽性発生施設	<b>定期検査（1か月に1回）で対応</b>	「月1回*3か月」の定期検査
保育園・幼稚園 小中学校・新BOPのうち、陽性発生施設	<b>随時検査で対応</b>	

#### 4 アンケート調査の実施状況について

##### (1) 目的

社会的検査や事業所・施設内の感染対策等について調査し、今後の社会的検査の改善等に繋げるため。

##### (2) 対象事業所・施設

高齢福祉部所管事業所・施設（約1,200か所）

##### (3) 内容

- 社会的検査に関すること（認知度、受検した理由・しなかった理由 など）
- 事業所・施設内の感染予防対策に関すること（実施状況 など）
- 感染症アドバイザーに関すること（認知度 利用の有無 など）
- 情報収集等に関すること（情報の入手先、必要とする情報 など）
- 区への意見・要望（自由回答）

##### (4) 回答方法

電子申請による

電子申請が難しい事業所・施設に対しては、紙による回答などにて対応

##### (5) アンケート回答期間

4月16日（金）～4月30日（金）

未回答事業所・施設には勧奨を行い、5月7日（金）までに回答してもらう。

##### (6) 今後のスケジュール

4月16日（金）	アンケート回答依頼文送付（郵送）
4月16日（金）～4月30日（金）	アンケート回答期間
5月6日（木）～5月7日（金）	アンケート回答期間（予備）
5月10日（月）～5月21日（金）	アンケート集計、議会報告用資料作成
5月	福祉保健常任委員会報告（中間報告）

6月  
7月

詳細分析及び改善方法検討  
福祉保健常任委員会報告（最終報告）

## 5 「（仮称）これまでに社会的検査で陽性となった事例についてのウイルス量に関する研究」について

### （1）目的

ウイルス量（Ct 値）や感染に至ったと思われる原因等の傾向を分析することで、各事業所や施設での感染防止・クラスター防止、今後の区の新型コロナウイルス感染症の感染症対策を、より一層効果的なものとするために役立てる。

#### Ct 値とは

Ct 値とは、体内中のコロナウイルスが、PCR 検査で何倍に増幅すれば検出できるか、を表す。

Ct 値の数値が低ければ低いほどウイルス量が多く、高ければ高いほど少なくなる。国立感染症研究所が病原体検出マニュアルを公表し、そのマニュアルに沿った Ct 値の測定を行っており、陽性判定となる Ct 値の基準を定めている。

検査系（機器・試薬等）によって数値が変動するので、数値の一般化が出来ないことにも留意すべきである。（「COVID-19 検査法および結果の考え方(2020年10月12日)、日本感染症学会資料より）

### （2）対象

社会的検査の陽性事例（令和2年11月11日から令和3年3月4日） 78件

### （3）監修依頼先

慶應義塾大学医学部腫瘍センター

ゲノム医療ユニット長 医学博士 西原 広史 教授

### （4）内容

陽性事例に関する PCR 検査の計測数値（Ct 値）や検査を実施する際に把握した本人の状態などのデータをもとに、年代ごとにウイルス量の違いはあるのか等の分析を行う。

### （5）国への働きかけ

4月14日（水）に行われた新型コロナウイルス感染症対策本部（有識者との意見交換）で次のような意見があった。

- ・ 諸外国の論文を見ても、Ct 値が 35 より高い（ウイルス量が少ない）場合の感染は非常に難しいのではないかと。
- ・ Ct 値が 35 より高い場合は、陰性として扱い、体調不良の際は医療機関へ速やかにつながる等、モニタリングを行えば、社会活動に復帰して良いのではないかと。

検査手法や変異株により、数値の考慮は必要。

以上の意見を踏まえ、本研究を進めるとともに、以下の内容を国へ働きかける。

## 保健所の調査等への活用

医療機関等が提出する発生届に Ct 値を記載し、保健所に届出をいただくことで、濃厚接触者を特定する際の参考材料としての活用や、濃厚接触者に非該当の施設的全職員・利用者を対象とした行政検査（随時検査）の速やかな実施につなげることが可能か。

Ct 値の高い（ウイルス量が少ない）方の早期の社会復帰

Ct 値の高い陽性者（ウイルス量が少ない）は、他者へ感染させる可能性が低いことが見込まれるのであれば、例えば、数日後に再検査し、ウイルス量が減っているのであれば、社会復帰をすることが可能か。

## （6）今後のスケジュール

令和3年4月	福祉保健常任委員会（研究状況の報告）
5月	福祉保健常任委員会（研究結果の報告）

## 6 感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査（内閣官房実施事業）について

### （1）概要

感染の再拡大の予兆を探知すること、感染源の探知・早期の対応、再拡大の防止を目的として実施している。

繁華街や駅などの人の多く集まる場所で検体キットを配布し協力いただく方法、事業所や大学などを対象に団体として検査に協力をいただく方法の二つで実施している。

### （2）実施内容

世田谷区では区内大学への協力を呼びかけることとする。

### （3）現在の進捗

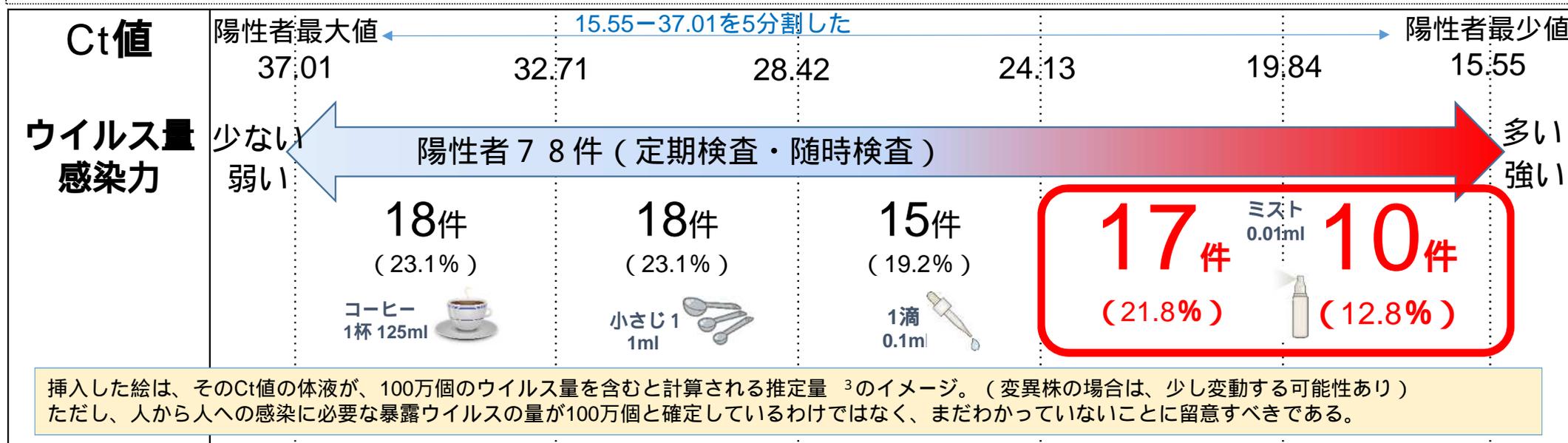
区内の17の大学・学部へ電話・メール・ウェブでの会合で案内し、4月20日現在、4校が利用を検討している。

# 社会的検査での陽性者(78件)のウイルス量の分布

(第2段階以降の委託事業者での検査開始令和2.11.11～令和3.3.4時点)

社会的検査の受託事業者から、陽性となった検査対象者のデータ78件を受領し、世田谷区でその分布を作成した。社会的検査の機器及び試薬等での計測数値(Ct値<sup>1,2</sup>)を陽性者の最大値と最小値の間で分布を表した。

(慶応義塾大学医学部腫瘍センター ゲノム医療ユニット長 医学博士 西原広史教授監修)



主に無症状者を対象とした社会的検査での陽性78件のうち**27件(34.6%)**がウイルス量が多く、強い感染力を有していた。

の27件のうち、**約8割が利用者(高齢者)**であった。

陽性者の健康状態や、高濃度ウイルス保有者の施設内クラスター発生に対する影響の有無等については、専門家を交えて調査・分析を行い、その結果を感染予防・クラスター防止に役立てる予定。

1 Ct値とは、陽性判定時の検査機器における検出対象遺伝子の増幅サイクル数を言い、検体中のウイルス量に反比例し、ウイルス量が多くなるほど小さい数値となる。

2 Ct値は、検査系(機器・試薬等)によって数値が変動するので、数値の一般化が出来ないことにも留意すべきである。(「COVID-19検査法および結果の考え方(2020年10月12日)、日本感染症学会資料より)

3 感染させ得るウイルス量の計算は、西原教授らが発表した論文に基づく推定値(The Keio Journal of Medicine, 2021. <http://dx.doi.org/10.2302/kjm.2021-0003-OA>)

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等の概要（まとめ）

保健所等が実施する「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない検査の取組みとして、施設利用者への感染を防ぎ、重症化を避けることや、施設内でのクラスター発生を抑止することを目的として令和2年10月に開始した「社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」について、以下のとおり実施する。（下線は、前回報告からの変更）

**社会的検査の対象条件の整理** ○利用者の重症化の可能性（高齢者、基礎疾患） ○施設が休所した場合の代替性の有無（特養、一時保護所等） ○クラスター化する可能性（施設規模等）

感染の疑いのある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）
---------------------------	---------------------------------

従来型検査	随時に実施する検査	定期的にも実施する検査																																		
<p><b>【行政検査】</b> 対象：発熱等有症状のある方または濃厚接触者</p> <p>期間：4月～3月（通年） 規模：1日600件程度</p> <p>予算：907,463千円</p> <p>主な内訳：医師・看護師、医師会委託、民間検査機関委託、PCR検査センター維持運営等</p> <p>方法：保健所が行う行政検査、医療機関や医師会が行う保険診療によるPCR検査</p>	<p><b>【随時検査（行政検査）】</b> 対象：介護事業所、障害者施設、一時保護所等、保育園、幼稚園 （原則教職員のみ対象 2）小中学校、新BOP</p> <p>期間：4月～9月（上半期） 10月以降は今後の状況等を踏まえ検討 規模：定期検査及び随時検査 延べ18,000件を想定 スクリーニング検査 延べ12,000件を想定 合計 延べ30,000件</p> <p>予算額：定期検査及び随時検査 424,394千円 スクリーニング検査 200,677千円 合計 625,071千円</p> <p>その他：国や都の動向を勘案し、検査結果の効果や特定財源の確保、区内の感染状況の推移を考慮の上、社会的検査の継続期間、検査方法等について検証を続ける。</p>	<p><b>【定期検査（行政検査）】</b> 対象：介護事業所、障害者施設、一時保護所・児童養護施設等</p>	<p><b>【スクリーニング検査】</b> スクリーニング検査で陽性疑いの場合は、速やかに随時検査を実施 対象：介護事業所及び障害者施設の うち通所・訪問事業所等 一時保護所・児童養護施設等</p>																																	
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f1c40f;">区分</th> <th style="background-color: #f1c40f;">介護事業所 (約19,000人)</th> <th style="background-color: #f1c40f;">障害者施設 (約3,000人)</th> <th style="background-color: #f1c40f;">一時保護所・児童養護施設 (約400人)</th> <th style="background-color: #f1c40f;">保育園(約10,000人) 幼稚園(約1,000人)</th> <th style="background-color: #f1c40f;">小中学校(9,800人) 新BOP(2,700人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #d9ead3; text-align: center; vertical-align: middle;">社会的検査</td> <td rowspan="2" style="background-color: #d9ead3; text-align: center; vertical-align: middle;">行政検査</td> <td style="background-color: #d9ead3;">施設内において現に陽性者が発生したケース スクリーニング検査で陽性疑いの場合を含む</td> <td style="background-color: #d9ead3;">(1)濃厚接触者 (職員及び利用者 1)</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">従来型検査または随時検査 最優先で実施</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">(2)上記以外 (職員及び利用者 1)</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">随時検査 最優先で実施 <small>(従来型検査または社会的検査いずれかの結果で陽性者が発生しても左記(2)(3)に該当すれば対象とする。)</small></td> <td style="background-color: #d9ead3;">原則教職員のみ対象 2</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">1か月に1回程度</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">(4)定期的な検査を希望する対象事業所・施設の職員及び入所施設・宿泊を伴う施設の職員、利用者及び入所予定者</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">1週間に1回程度 (通所・訪問事業所等の職員のみ対象)</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">1週間に1回程度</td> <td style="background-color: #d9ead3;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3; text-align: center;">スクリーニング検査</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">(5)定期的なスクリーニング検査を希望する対象事業所・施設の職員</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">1週間に1回程度</td> <td style="background-color: #d9ead3;">対象外</td> </tr> </tbody> </table>			区分	介護事業所 (約19,000人)	障害者施設 (約3,000人)	一時保護所・児童養護施設 (約400人)	保育園(約10,000人) 幼稚園(約1,000人)	小中学校(9,800人) 新BOP(2,700人)	社会的検査	行政検査	施設内において現に陽性者が発生したケース スクリーニング検査で陽性疑いの場合を含む	(1)濃厚接触者 (職員及び利用者 1)	従来型検査または随時検査 最優先で実施		(2)上記以外 (職員及び利用者 1)	随時検査 最優先で実施 <small>(従来型検査または社会的検査いずれかの結果で陽性者が発生しても左記(2)(3)に該当すれば対象とする。)</small>		原則教職員のみ対象 2	(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）	1か月に1回程度		対象外		(4)定期的な検査を希望する対象事業所・施設の職員及び入所施設・宿泊を伴う施設の職員、利用者及び入所予定者	1週間に1回程度 (通所・訪問事業所等の職員のみ対象)		1週間に1回程度		対象外	スクリーニング検査	(5)定期的なスクリーニング検査を希望する対象事業所・施設の職員		1週間に1回程度		対象外
区分	介護事業所 (約19,000人)	障害者施設 (約3,000人)	一時保護所・児童養護施設 (約400人)	保育園(約10,000人) 幼稚園(約1,000人)	小中学校(9,800人) 新BOP(2,700人)																															
社会的検査	行政検査	施設内において現に陽性者が発生したケース スクリーニング検査で陽性疑いの場合を含む	(1)濃厚接触者 (職員及び利用者 1)	従来型検査または随時検査 最優先で実施																																
		(2)上記以外 (職員及び利用者 1)	随時検査 最優先で実施 <small>(従来型検査または社会的検査いずれかの結果で陽性者が発生しても左記(2)(3)に該当すれば対象とする。)</small>		原則教職員のみ対象 2																															
	(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）	1か月に1回程度		対象外																																
	(4)定期的な検査を希望する対象事業所・施設の職員及び入所施設・宿泊を伴う施設の職員、利用者及び入所予定者	1週間に1回程度 (通所・訪問事業所等の職員のみ対象)		1週間に1回程度		対象外																														
スクリーニング検査	(5)定期的なスクリーニング検査を希望する対象事業所・施設の職員		1週間に1回程度		対象外																															
	<p>1 介護事業所及び障害者施設のうち訪問系サービス（訪問看護等）は、サービス提供時に居合わせた「濃厚接触者の定義に該当する利用者の同居の家族」を対象とする。</p> <p>2 変異株の増加等により、子どもの感染拡大防止を目的とした随時検査を実施する場合は児童・生徒も対象とする。</p>																																			